二　当該承認地域経済牽引事業用地整備者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（法第十二条の四の経済産業省令で定める法人）

第三条　法第十二条の四の経済産業省令で定める法人は、次のとおりとする。

一　地方道路公社

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構

三　公益社団法人（その社員総会における議決権の全部が地方公共団体により保有されているものに限る。）

四　公益財団法人（その拠出をされた金額の全額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）

（実施状況等の報告）

第四条　法第十二条の六第一項の規定による報告は、承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施期間における毎事業年度の終了後三月以内に、様式第三による実施状況報告書を、その承認をした都道府県知事に提出してしなければならない。

２　前項の実施状況報告書には、各事業年度に係る貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

第五条　法第十二条の六第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十二条の四の規定により経済産業大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業用地整備を行う場合には、当該確認に係る課税の特例の適用の見込みに関する事項

二　法第十二条の五第一項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けた場合には、当該助言の内容に関する事項

三　法第十二条の五第二項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構からの資金の貸付けを受けた場合には、その借入れの状況に関する事項

四　その他参考となるべき事項

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第１（第１条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業用地整備計画の承認申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第１２条の２第１項の規定に基づき、別紙１の計画について承認を受けたいので、別紙２と併せて申請します。

（備考）

１　地方公共団体の長（地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者に都道府県を含むときは、経済産業大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。